

## 6. 維持管理に関する計画書

維持管理に関する計画書

施設の維持 管理方法	産業廃棄物の 受入方法	別紙「産業廃棄物の受入、維持管理方法No.1～3 (P.6-8～6-10)」 に記載します		
	施設操業時の 維持管理方法	別紙「維持管理に関する計画 (P.6-2～6-7)」および「産業廃棄物の受入、維持管理方法No.1～3 (P.6-8～6-10)」に記載します		
	施設整備・ 点検の頻度	別紙「維持管理に関する計画 (P.6-2～6-7)」に記載します		
維持管理に関する記録及び 閲覧方法	別紙「維持管理に関する記録及び閲覧方法 (P.6-14～6-17)」に記載します			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排ガスの 性状	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	—	—	—
	硫黄酸化物 (Nm <sup>3</sup> /hr)	—	—	
	窒素酸化物 (cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> )	—	—	
	塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	—	—	
	ダイオキシン類 (ng/m <sup>3</sup> -TEQ)	—	—	
放流水の 水質	pH	6.5～8.5	6.5～8.5	別紙「水質検査項目①～③」に記載します
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	20 mg/l	20 mg/l	
	浮遊物質量 (mg/l)	10 mg/l	10 mg/l	
	窒素含有量 (mg/l)	30 mg/l	30 mg/l	
	リン含有量 (mg/l)	4 mg/l	4 mg/l	
	ダイオキシン (pg-TEQ/l)	9 pg-TEQ/l	9 pg-TEQ/l	

(日本工業規格 A 4)

## 維持管理に関する計画

当組合が計画する管理型産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する計画については、別紙「産業廃棄物最終処分場の構造基準」及び「産業廃棄物の受入、維持管理方法」ならびに「水質検査項目①～③」によるものとする。

### 1. 飛散、流出および悪臭防止

- (1) 搬入された産業廃棄物が飛散、流出または悪臭が拡散しないように、廃棄物が露出しない状態まで覆土を施す。通常作業として、覆土 20 cm（腐敗物の場合は 50 cm 覆土）の即日覆土、廃棄物 2.5m 毎 50 cm の中間覆土、埋立完了時には最終覆土 50 cm を行う。
- (2) 搬入車両に覆いを取り付けるなど、廃棄物の飛散、流出対策を行う。
- (3) 悪臭の防止対策として、適時消臭剤の散布を行う。
- (4) 廃棄物の搬入車両が、車体やタイヤに土砂や廃棄物が付着したまま公道へ出るのを防ぐため洗車場を設置する。
- △ (5) 搬入された産業廃棄物について、悪臭が非常に劣悪な状況である場合には、受入拒否等の対応を講じる事もある。

### 2. 火災の発生防止

- (1) 火災発生を未然に防止するため、最終処分場および浸出水処理施設等の建物内では火気厳禁とし、その旨の立札等を主要箇所に設置し注意を促す。
- △ (2) 消火器等の消火設備は、常に適切な管理を行い所定の能力が発揮できるように年 1 回の定期点検を行う。万一の火災発生時は、直ちに消防署へ通報するとともに、消火器、消火用覆土等で消火にあたる。

### 3. 害虫等の発生防止

- (1) 蚊、はえ等の発生防止のため、場内の覆土管理や構内の整理整頓・清掃に努める。
- (2) カラス等の飛来防止のため、場内の覆土管理や構内の整理整頓・清掃に努める。
- (3) 最終処分場において、害虫の発生するような廃棄物が搬入された場合は、廃棄物が露出しないように、適切な覆土（50 cm）や薬液散布等を行う。

### 4. 騒音、振動及び粉じん防止

- △ (1) 処分場内外における搬入車両及び自家用車等に対し、場内制限速度（40 km/h 以下）厳守を徹底する。
- (2) ごみ搬入車両及び自家用車等に対し、（搬入退出経路）における通行制限速度厳守を徹底する。
- △ (3) 処分場施設内のブルドーザ等に対し、必要以外の稼働を抑制する。
- (4) 処分場の作業時間（営業時間）を厳守する。

## 5. 雨水等の流入防止

- (1) 最終処分場内へ外部の雨水等が流入しないように雨水排水施設を設置する。また、その機能を維持するため、堆積した土砂の除去や破損した場合は速やかな修復を行う。

## 6. 搬入道路の安全、衛生の確保等

- (1) 搬入道路と北見市道との取付部においては、道路管理者と協議し一時停止等注意を喚起する立札を設置し、出合い頭などの交通事故の防止に努め、安全を確保する。
- (2) 搬入道路は、常に清掃に努めると共に必要に応じ補修等の維持管理に努める。

## 7. 場内道路及び廃棄物の投入方法について

- (1) 場内道路は埋立地内に設けられた廃棄物の搬入通路である。なお、運搬車輛は、埋立初期は場内道路を通行するが、埋立の進捗に伴い廃棄物上を通行することになる。
- (2) 廃棄物の投入方法は、ブルドーザ等で廃棄物を水平に敷均・転圧し、その上に覆土を水平に実施して互層を形成させるサンドイッチ方式とする。

## 8. 搬入時の産業廃棄物の確認

搬入される産業廃棄物は当該処分場で処理できる種類以外のものの混入を未然に防止するため、次のように管理する。

- (1) 処分できる産業廃棄物以外の産業廃棄物が混入されないようにするため、排出事業者及び収集運搬業者との打合せを密にし、取扱品目である「廃石綿等」以外の特別管理産業廃棄物については搬入させないよう徹底する。万が一搬入された場合は搬入業者による除去を徹底させる。
- (2) 排出事業者並びに産業廃棄物の種類、性状及び特性を契約書、マニフェスト等で確認するとともに、これらが不明の場合は当該廃棄物を受け入れない。
- (3) 排出事業者によっては、検査結果（計量証明書）を求める。又、受入後、廃棄物が疑わしい場合は、当組合が検査を実施する。
- (4) 検査の結果、違反が見つかった場合、受け入れを拒否するとともに、その内容を記録として残す。
- (5) 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物については、予め埋立場所、荷下ろしの方法、人員・機材の位置等の受入要領を定め、受入れ予定日時、廃石含有廃棄物の形状・量、及び「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（H19年3月）第2章石綿廃棄物の管理に係わる基本的事項2.3.2 収集運搬業者による収集・運搬又は処分業者による処分」による事項等について関係者間での十分な打合せを行う。
- (6) 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の受入れに対しては、車輛ごとに処理伝票確認と現物目視により、他の廃棄物との混載を確認する。その結果、違反が見つかった場合、受け入れを拒否するとともに、その内容を記録として残す。

## 9. 点検及び機能検査について

- (1) 施設の正常な機能を維持管理するため、日常的な点検及び機能検査を行う。なお、技術管理者による機能検査は月1回行う。
- (2) 日常的な点検は目視及び処理施設の計器類による点検を主とし、機能検査は水質の分析結果により必要と考えられる箇所の点検や消耗品の点検を重点としたものとし、補修や部品等の交換の記録を保管する。
- (3) 囲いは、定期的な点検を行い、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにする。
- (4) 立て札その他の設備は、常に見やすい状況にしておくとともに定期的な点検を行い、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずる。
- (5) 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。

- ① (6) 最終処分場の周縁の3箇所の場所から採取した地下水の水質検査を次のように行う。
- イ. 埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録する。
  - ロ. 埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録する。
  - ハ. 埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録する。
  - ニ. 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録する。

なお、最終処分場の周縁3箇所とは、埋立地上流側に設置したモニタリング井戸と、埋立地下の沢地から堰堤下に敷設した暗渠排水管及び下流側モニタリング井戸のことをいい、後者の2箇所については下流側モニタリング井戸と位置付ける。

また、施工中二重シート間に生じた溜水を排出する二重シート間の水抜管から施工中の降雨残水以外の水が排出された場合、地下水か汚水かを判定するとともに浸出水との比較を行い、地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度とともに測定・記録する。

- (7) 地下水等検査項目に係わる水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。また、支庁・市・その他関係機関へ連絡する。
- (8) 調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められた場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。なお、漏水防止の点検として水位測定を行う。
- (9) 浸出液処理設備の維持管理は次により行う。
  - イ. 放流水の水質が排出基準等に適合することとなるように維持管理する。
  - ロ. 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずる。
  - ハ. 放流水の水質検査を次により行う。
    - (i) 排水基準等に係わる項目について1年に1回以上測定・記録する。
    - (ii) pH、BOD、SS、T-N、T-Pについて1月に1回以上測定・記録する。
- (10) 開渠その他の設備の機能を維持するため、定期的な点検を行い、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他必要な措置を講ずる。
- ② (11) 埋立地から発生するガスを排除するための通気措置は定期的な点検を行い、適切にガスの排出を行う。

また、点検事項に関しては、別紙「産業廃棄物処理施設維持管理記録簿」「水質検査」及び「最終処分場管理日報」に記載する。

## 10. 浸出水処理施設について

- (1) 浸出水処理施設の性能低下を防止するため、放流される処理水に関し、定期的に水質検査項目②に示す内容の検査を行い、処理施設が正常に機能していることを確認する。また、浸出水処理施設の適切な維持管理のため、放流水検査と合わせて原水濃度についても検査を行う。
- (2) 浸出水調整池においては、渇水期において、堆積物の清掃及び腐食や破損について毎日の点検を行う。また、調整池の漏洩防止について、スタッフ等により水位を記録する。
- (3) 冬季間は、ボイラーを用いた加温槽を設け、浸出水処理に影響を来さないよう処理槽の温度を調整するとともに、施設内配管等の凍結防止のため、石油ストーブ等で採暖を行う。
- (4) 処理水質に対する対応としては、次のとおりとする。
  - 1) 濃度高負荷時  
埋立初期には有機物濃度が高いため、生物分解性物質が多く生物処理工程が主体となる。  
したがって、浸出水の BOD 濃度等に応じた適切な酸素量を生物処理工程に供給する必要があるため、水質のモニタリングを始め、各設備の適切な運転条件の設定と各設備の定期的な点検・補修が重要である。  
また、埋立初期には埋立理内のシルト分や土砂の異常流入に備え、浸出水の取水設備や調整設備における排砂を適切に行う。
  - 2) 濃度中負荷時  
埋立中期には、浮遊物濃度は安定するが生物難分解性物質が増加するため、凝集沈殿処理の凝集条件の適正化が重要となる。  
pH 計、ORP 計、DO 計などのスケーリング対策としてブラシ洗浄などの頻度を多くし、指示値の校正を適宜実施する必要がある。  
また、沈殿池の余剰汚泥引抜管理や汚泥濃縮槽の汚泥引抜管理を適切に行い、さらに汚泥の腐敗防止のための適切な空気攪拌を行う。
  - 3) 濃度低負荷時  
埋立後期には、埋立地内における有機物の分解が進み浸出水の有機物濃度が低下するため、低負荷で対処するか物理化学的処理主体の運転体制に切り替える必要がある。このため、砂ろ過槽では処理水へのろ材の混入有無状況や混和槽凝集槽におけるフロック形成状況の確認及び薬品注入量の適切な管理を行う。
  - 4) 増水時  
流量調整機能が最大限発揮できるように、予め関係設備の調整を行う。生物処理工程では溶存酸素：DO が不足しないよう適切な曝気量の増加を行う。  
また、豪雨による増水時には流入部における流量調整施設の調節・遮断により流入水量を制御する等の対策が必要になるため、関係する設備や機器等の定期的な維持・管理及び保守を行っておく。
  - 5) 渇水時  
生物処理工程では、反応槽が過曝気とならないよう曝気量を適切に減少・調整する。また、必要に応じて生物処理水の循環や栄養源の添加を行い槽内微生物の適切な保持に努める。  
低負荷運転を行うため一部の系列を停止する場合には、槽内汚泥を排出するか腐敗しない程度に空気攪拌を行う。

### 1 1. 異常事態への対応

- (1) 放流水の水質検査の結果、P6-16 に示す維持管理基準に対して異常が確認された場合は直ちに放流を停止し、その旨を速やかに支庁・市・その他関係機関へ連絡する。また、施設については緊急点検を行い、原因の究明に当たるとともに生活環境保全上必要な措置を講じる。
- (2) 地下水の水質検査結果が P6-16 に示す維持管理基準を超過した場合においても、その旨を速やかに支庁・市・その他関係機関へ連絡する。

### 1 2. 事故の防止及び防災対策

- (1) 埋立地および浸出水調整池においては、大雨等により浸出水が流出しないよう巡視・監視及び点検を実施するとともに、事故の発生を未然に防止するため必要な措置を講じる。
- (2) 想定外な大雨時の一時的な浸出水増加に対しては、埋立地から浸出水調整池へ送水する浸出水送水管の埋立地側にある仕切弁を閉塞することで、緊急避難的に埋立地に浸出水を一時貯留させ、浸出水調整池の能力超過を補う対応を行う。

### 1 3. 作業時間

- (1) 作業時間は、原則としては 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 とし、夜間は門扉を閉鎖する。

### 1 4. 立入防止柵

- (1) 囲いはみだりに人が最終処分場に立ち入るのを防止し、また、浸出水調整池や洪水調整池は転落防止のため、立入防止柵を設置する。

### 1 5. 遮水工の使用開始前の検査方法及び使用開始後の点検方法、及び損傷防止対策

- (1) 遮水工の使用開始前の検査方法については、遮水シート・保護マットの工場製品検査（材質、幅、厚み、目付量、引張強度、引裂強度）を行うことと、現場溶着部については必ず事業者自ら立会いの下で、全数について加圧検査及び負圧検査を行い、適切に接合されている事を確認する。
- (2) 遮水工の使用開始後の点検方法については、①～⑤の以下について把握が必要である。
  - ① 遮水工の損傷の有無
  - ② 遮水工の損傷の原因
  - ③ 遮水工の損傷の範囲
  - ④ 遮水工の補修の必要性、緊急度
  - ⑤ 遮水工の補修の方法

これらを踏まえ、目視点検により a) 日常点検、b) 集中点検、c) 臨時点検の維持管理を行う。

- a) 日常点検

日常点検は周辺の影響を及ぼさず埋立を行うために、遮水工の損傷防止及び損傷箇所早期発見を目的とする。又、損傷が認められた場合、及び二重遮水シート間の水抜き管から施工残水以外の水が排出された場合は直ちに埋立を中止して点検を行い、原因及び損傷箇所の特定、ならびに補修対策を実施致します。

b) 集中点検

集中点検は遮水工に変状のあることが判明し、原因が不明な場合や補修の必要性がある場合、原因究明や補修までの期間、集中して調査、点検を行います。

c) 臨時点検

地震、大雨、大雪等があった時に、遮水工に変状がないかどうかを日常点検とは別に追加した点検を実施する。

(3) 法面部の遮水工の損傷防止対策について

法面部では、ブルドーザの排土板が遮水シートに当たらぬように細心の注意をはらうものとする。また、廃棄物が直接遮水シートに接触しないように、日常的に保護砂・畳・じゅうたん等の保護材で遮水シートを覆い、損傷を防ぐ対策を行う。

1 6. 維持管理積立制度

(1) 管理型最終処分場の長期にわたる適正な維持管理を確保するために当組合は、埋立終了後に必要な維持管理費用を独立行政法人環境再生保全機構に積み立てる。

(廃棄物処理法第 15 条の 2 の 3 平成 10 年 6 月 17 日以降設置管理型最終処分場) 埋立期間に基づいた維持管理積立金の算定基準による。

1 7. 搬入車輛による廃棄物の飛散防止

(1) 当施設近隣の公道（北見市道）においては、道路管理者と協議し、看板・標識等を検討し、運搬車輛の覆いを徹底して廃棄物の飛散防止および安全運転の注意喚起に努める。

(2) 当施設近隣の公道（北見市道）においては、適時道路パトロール等により、廃棄物の飛散状況の確認を行う。

1 8. 立札

(1) 立札の設置は、「一般廃棄物の最終処分場および産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」によって義務付けられている。

(2) 立札には、産業廃棄物の種類、埋立処分の期間、管理者名、連絡先を明示するものとする。



## 産業廃棄物の受入、維持管理方法

## 産業廃棄物最終処分場の維持管理の技術上の基準（維持管理基準の手法等）

最終処分基準省令で定める維持管理基準の内容	具体的な維持管理基準の手法等と内容	頻 度
1. 埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第1号)	廃棄物が露出しない状態に覆土、転圧締固め等の処理を行う。	適 時
2. 最終処分場の外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第2号)	廃棄物が露出しない状態に覆土、消臭剤の散布等の処理を行う。	適 時
3. 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備え置くこと。 (第1条第2項第3号)	消火器・防火水槽や消火用覆土を配置する。消火器等消火設備は、常に適切な管理を行い所定の能力が発揮できるように年1回の点検整備を行う。	常 時
4. ねずみが生息し、及び蚊、はえその他害虫が発生しないよう薬剤の散布の他必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第4号)	衛生害虫等により最終処分場の周辺的生活環境に支障をきたさないようにするため、覆土及び薬剤散布等の適正な処置をし、構内の衛生を保持する。	適 時
5. 埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入ることを防止することができるようにしておくこと。 (第1条第2項第5号) (第2条第2項第1号イ) (第2条第2項第2号イ)	産業廃棄物処理施設内は関係者以外みだりに人が立ち入らないよう立札や立入防止柵を適正設置する。また浸出水調整池や洪水調整池の周辺には転落防止柵を設置する。	常 時
5-1. 閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。 (第1条第2項第5号)	閉鎖した埋立地は埋立処分地範囲を明確にするため木杭等で範囲を明示し緑地及び牧草地とする。	閉鎖後
6. 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更を生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第6号)	立札看板は処分場の出入口に設置する。立札看板等の前には物を置くなどして表示が見えなくなるようなことがないように注意し、立札看板が汚損や破損した場合は、速やかに補修し復旧する。表示事項に変更が生じた場合は速やかに書換えの措置を行う。	常 時
7. 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第7号)	擁壁等地上に現れている部分に対する目視確認（ひび割れ・孕み・沈下等）は定期的に点検する。土堰堤等損壊の恐れがあると認められた場合は、直ちに補修等の必要な措置を講じる。	常 時
8. 埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予測される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てる前に表面を砂その他の物により覆うこと。 (第1条第2項第8号)	埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予測される負荷により遮水工が損傷するおそれがあると予想される場合は、遮水工の表面を砂あるいは廃棄物の保護材で覆い、損傷を防止する。	適 時
9. 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第9号)	遮水工の点検は、目視により遮水シート表面及び接合部の損傷や劣化状況を点検し、損傷のある場合は速やかに補修を行う。また、廃棄物により覆われ目視点検が不可能な部分については、地下水水質の定期的な確認により損傷の有無を判断する。	適 時
10. 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。 (第1条第2項第10号イ、第2条第2項第2号ハ(1))	水質検査を行う地下水は、最終処分場下流の地下水を採取検査し、漏水の有無を確認できるように実施する。比較は、上流観測井1箇所と下流観測井2箇所を設置し観測井から地下水を採取し検査比較し、上流観測井の地下水が採取される場合には、検査比較をする。上流観測井が採取できなければ下流観測井2箇所で行う。	埋立開始後 1年1回以上

## 産業廃棄物の受入、維持管理方法

## 産業廃棄物最終処分場の維持管理の技術上の基準（維持管理基準の手法等）

最終処分基準省令で定める維持管理基準の内容	具体的な維持管理基準の手法等と内容	頻 度
(1) 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。 ※地下水等の汚染の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない場合に合っては、電気伝導率及び塩化物イオンを除く。	埋立処分開始前に、地下水採取し地下水等検査項目や電気伝導率と塩化物イオンを事前に検査し記録する。	埋立処分開始前 1回
(2) 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。 (第1条第2項第10号ロ、第2条第2項第2号ハ(2)) ※管理型最終処分場のうち、地下水等の汚染の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でないものについては、6月に1回以上。 ※埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については測定を要しない。	埋立処分開始後、地下水を採取し地下水等検査項目を検査し、かつ記録する。	埋立処分開始後 1年1回以上
(3) 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 (第1条第2項第10号ハ)	埋立開始後、電気伝導率と塩化物イオン濃度の両方を、埋立開始前、開始後の水質変動を十分に把握できるものを選定して測定する。かつ、記録する。	埋立処分開始後 月 1 回
(4) 測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。 (第1条第2項第10号ニ)	電気伝導率又は塩化物イオン濃度が埋立処分開始前と比較して明らかに上昇するなどの異常が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目の測定を行い、かつ、記録する。	異常後は即時
11. 地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 ※水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。 (第1条第2項第11号、第2条第2項第2号ニ)	水質の悪化が認められた場合は、埋立処分開始前と埋立処分開始後の水質検査の結果を比較して、地下水等検査項目の濃度を比較確認する。地下水等の水質の悪化が認められた場合には、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査を実施、新たな廃棄物の搬入を中止し、生活環境の保全上に必要な措置を講じる。又、地下水等の水質悪化が認められたことを支庁、市に速やかに連絡し、指示に従う。地下水等の水質検査の結果について、環境基準を超過した場合も網走支庁環境生活課に連絡する。	即 時
12. 調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。 (第1条第2項第13号)	調整池の点検は、目視により調整池の亀裂や漏水等の有無の点検を行い、異常が認められた場合には、速やかに補修、復旧を行う。調整池の漏洩防止の点検として、スタッフ等により水位を測り記録する。	適 時
13. 浸出液処理設備の維持管理は、次のより行うこと。 (第1条第2項第14号)	浸出水処理設備の機能を点検し、損壊、機能不良、薬剤不足等が判明した場合は、補修、改良、補充等の必要な措置を講じる。	適 時
(1) 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。	放流水の水質検査を行い、総理府令に定める排水基準に適合するように維持管理する。  放流水の水質検査結果が排水基準等を越えた場合、直ちに放流を停止し、その旨を速やかに支庁・市・その他関係機関へ連絡する。また、施設の緊急点検を行い、原因の究明その他生活環境保全上必要な措置を講じる。	埋立処分開始後 月1回、年1回  即 時

## 産業廃棄物の受入、維持管理方法

## 産業廃棄物最終処分場の維持管理の技術上の基準（維持管理基準の手法等）

最終処分基準省令で定める維持管理基準の内容	具体的な維持管理基準の手法等と内容	頻 度
(2) 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	浸出水処理設備を常時点検し、異常な浸出流量や質、予測不可能な天候異常時等や処理機能の欠如や処理方式の不都合を監視する。処理水及び施設に異常を認めた場合は、速やかに必要な措置を講じる。	適 時
(3) 放流水の水質検査を次のにより行うこと。 ①排水基準等に係る(②の項目を除く)について、1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	排水基準等に係る(②の項目を除く)について、1年に1回以上測定し、かつ、記録する。水質検査の結果、前回に行った検査結果と比較して著しく濃度が上昇している等の変動が確認された場合には、再検査や検査頻度を増やし記録し、原因解明に努める。	埋立処分開始後 年1回
14. ②水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定し、かつ、記録す  ※埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目は1年に1回以上測定し、かつ記録すること。	水素イオン濃度、BOD、SS、窒素について1月に1回以上測定し、かつ記録する。水質検査の結果、前回の検査結果との間に顕著な悪化等の差異が発生した場合には、調査頻度を増やし、記録し原因解明に努める。	埋立処分開始 月1回以上
15. 処分場周囲に敷設された地表水が埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他必要な措置を講ずること。  (第1条第2項第15号)	開渠等の維持管理は、開渠等設備から草木等を除去し、常に良好な状態を保つ。開渠等には堆積した土砂の除去等の維持管理を速やかに行うため、必要に応じて通路の設置やその他の開渠等への到達を容易にするための措置を講じる。	適 時
16. 通気設備を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。  (第1条第2項第16号)  ※鉱さい、ばいじん等ガスを発生するおそれのない産業廃棄物のみを埋め立てる最終処分場には適用されない。	埋立ガス処理設備として、法面ガス抜き管φ200mm及び整型ガス抜き管φ200mmを設置する。発生ガスの大気への拡散を良好にするため、管内の土砂除去等常に良好な状態を保つ。	常 時
17. 埋立処分が終了した埋立地は、厚さが概ね50センチメートル以上の土砂による覆いその他これに類する大井により開口部を閉鎖する。  (第1条第2項第17号)	埋立処分終了後は、厚さ50センチメートルの最終覆土を行う。覆土の表層には、一般的に勾配1:2.0~1:1.0の切・盛土法面保護対策工に適用され、耐浸食性に対して数多くの実績がある植生基材吹付工を施工し、覆土の浸食を防止する。	閉鎖時
18. 閉塞した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。  (第1条第2項第18号)	最終覆土の上面には、耐浸食性の高い植生工を施工して覆土及び埋立廃棄物の流出を防止する。	閉鎖時
19. 残余の埋立容量について1年に1回程度以上測定し、かつ、記録すること。  (第1条第2項第19号)	最終処分場の残余容量については、現地測量により測定する。現地測量の方法は、最終処分場の構造が明らかであるため、埋立処分の進捗の度合いを標尺等を用いて把握し、その結果に基づき平均横断面法により算定する。	年1回以上
20. 埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量、最終処分の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存すること。  (第1条第2項第20号)	最終処分の維持管理に伴う点検、検査その他の措置の記録は、最終処分場の廃止まで保管する。廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物については、最終処分場内の一定の場所で、かつ、分散しないよう埋立処分を行う。また、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の埋立量及び埋立場所等については、全て記録し永久保存する。	常 時

# 水質検査項目 ①

地下水の検査項目

○：測定開始 ー：測定しない

番号	検査項目	測定回数		
		埋立開始	埋立期間中～廃止迄	
		前1回	月1回	年1回
1	カドミウム	○	ー	○
2	全シアン	○	ー	○
3	鉛	○	ー	○
4	六価クロム	○	ー	○
5	砒素	○	ー	○
6	総水銀	○	ー	○
7	アルキル水銀	○	ー	○
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	○	ー	○
9	ジクロロメタン	○	ー	○
10	四塩化炭素	○	ー	○
11	塩化ビニルモノマー	○	ー	○
12	1,2-ジクロロエタン	○	ー	○
13	1,1-ジクロロエチレン	○	ー	○
14	1,2-ジクロロエチレン (シス体・トランス体)	○	ー	○
15	1,1,1-トリクロロエタン	○	ー	○
16	1,1,2-トリクロロエタン	○	ー	○
17	トリクロロエチレン	○	ー	○
18	テトラクロロエチレン	○	ー	○
19	1,3-ジクロロプロペン	○	ー	○
20	テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)	○	ー	○
21	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン(S, S, S-トリアジン)	○	ー	○
22	S-4-クロロベンジル-N,N-ジエチルカバマート(チオベンカルブ)	○	ー	○
23	ベンゼン	○	ー	○
24	セレン	○	ー	○
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	ー	○
26	ふっ素	○	ー	○
27	ほう素	○	ー	○
28	1,4-ジオキサン	○	ー	○
29	ダイオキシン類	○	ー	○
1	電気伝導率	○	○	ー
2	塩化物イオン濃度	○	○	ー

## 水質検査項目 ②

放流水の検査項目

○：測定開始 -：測定しない

番号	検査項目	測定回数	
		埋立開始	
		後 年1回	後 月1回
1	水素イオン濃度(pH)	-	○
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	-	○
3	浮遊物質(SS)	-	○
4	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	○	-
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	○	-
6	フェノール類含有量	○	-
7	銅含有量	○	-
8	亜鉛含有量	○	-
9	溶解性鉄含有量	○	-
10	溶解性マンガン含有量	○	-
11	クロム含有量	○	-
12	フッ素含有量	○	-
13	大腸菌群数	○	-
14	窒素含有量(T-N)	-	○
15	リン含有量(T-P)	-	○
16	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	○	-
17	アルキル水銀化合物	○	-
18	カドミウム及びその化合物	○	-
19	鉛及びその化合物	○	-
20	六価クロム化合物	○	-
21	砒素及びその化合物	○	-
22	シアン化合物	○	-
23	PCB	○	-
24	有機リン化合物	○	-
25	トリクロロエチレン	○	-
26	テトラクロロエチレン	○	-
27	ジクロロメタン	○	-
28	四塩化炭素	○	-
29	1,2-ジクロロエタン	○	-
30	1,1-ジクロロエチレン	○	-
31	シス-1,2-ジクロロエチレン	○	-
32	1,1,1-トリクロロエタン	○	-
33	1,1,2-トリクロロエタン	○	-
34	1,3-ジクロロプロペン	○	-
35	チウラム	○	-
36	シマジン	○	-
37	チオベンカルブ	○	-
38	ベンゼン	○	-
39	セレン及びその化合物	○	-
40	ふっ素及びその化合物	○	-
41	ほう素及びその化合物	○	-
42	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	○	-
43	ダイオキシン類	○	-

### 水質検査項目 ③

保有水の検査項目

○：測定開始 -：測定しない

番号	検査項目	測定回数			
		埋立期間中		埋立終了後	
		月1回	年1回	6ヶ月1回	3ヶ月1回
1	水素イオン濃度(pH)	○	-	-	○
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	○	-	-	○
3	浮遊物質(S S)	○	-	-	○
4	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	-	○	○	-
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	-	○	○	-
6	フェノール類含有量	-	○	○	-
7	銅含有量	-	○	○	-
8	亜鉛含有量	-	○	○	-
9	溶解性鉄含有量	-	○	○	-
10	溶解性マンガン含有量	-	○	○	-
11	クロム含有量	-	○	○	-
12	フッ素含有量	-	○	○	-
13	大腸菌群数	-	○	○	-
14	窒素含有量(T-N)	○	-	○	○
15	磷含有量(T-P)	○	-	○	○
16	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	○	○	-
17	アルキル水銀化合物	-	○	○	-
18	カドミウム及びその化合物	-	○	○	-
19	鉛及びその化合物	-	○	○	-
20	六価クロム化合物	-	○	○	-
21	砒素及びその化合物	-	○	○	-
22	シアン化合物	-	○	○	-
23	P C B	-	○	○	-
24	有機磷化合物	-	○	○	-
25	トリクロロエチレン	-	○	○	-
26	テトラクロロエチレン	-	○	○	-
27	ジクロロメタン	-	○	○	-
28	四塩化炭素	-	○	○	-
29	1,2-ジクロロエタン	-	○	○	-
30	1,1-ジクロロエチレン	-	○	○	-
31	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	○	○	-
32	1,1,1-トリクロロエタン	-	○	○	-
33	1,1,2-トリクロロエタン	-	○	○	-
34	1,3-ジクロロプロペン	-	○	○	-
35	チウラム	-	○	○	-
36	シマジン	-	○	○	-
37	チオベンカルブ	-	○	○	-
38	ベンゼン	-	○	○	-
39	セレン及びその化合物	-	○	○	-
40	ふっ素及びその化合物	-	○	○	-
41	ほう素及びその化合物	-	○	○	-
42	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	-	○	○	-
43	ダイオキシン類	-	○	○	-

## 維持管理に関する記録及び閲覧方法

### 1. 記録する事項（規則第12条の7の3関係）

#### (1) 産業廃棄物最終処分場の場合

埋立てた産業廃棄物の種類及び数量	埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量を記録する。
擁壁等の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録する。 擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録する。
遮水工の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録する。 遮水効果が低下する恐れがあると認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録する。
地下水等・放流水の水質検査	採取した場所、採取した年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果を記録する。
浸出水調整池の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録する。 異常が認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録する。
浸出水処理施設の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録する。 異常が認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録する。
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く。
残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置く。

### 2. 記録の閲覧（規則第12条の7の2関係）

- (1) 維持管理に関する記録については、点検又は措置を行った場合、これを行った月の翌月の末日まで、測定を行った場合、結果が得られた月の翌月の末日まで備え置き、3年の間閲覧に供する。（但し、記録の保存期間は最終処分場又は施設を廃止するまでの間とする。）
- (2) 正当な理由なしに閲覧を拒まない。
- (3) 閲覧方法は、管理棟において、平日8：30～17：00とする。  
（土曜日・日曜日・祝日および就業規則で規定する休日を除く）

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿 [安定型・管理型] (平成 年 月分)

対象期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日 作成 [1ヶ月分を集計した]：平成 年 月 日

1. 埋立てた産廃の種類及び数量(単位)を毎日記入で、1ヶ月分の量を翌月の末日まで集計すること。

Table with 7 columns for dates and 1 column for 1-month collection quantity. Rows include categories like 燃え殻, 廃プラスチック類, 紙くず, etc.

[規則12条の7の3第五号イ]

2. 次の施設を定期的に点検して、その状況を記入すること。

Table with 6 columns: 点検項目, 擁壁等流出防止工, 遮水工, 浸出水調整池, 浸出水処理施設. Rows include 点検年月日, 異常の有・無, and content details.

[規則12条の7の3第五号ロ、ハ、ヘ、ト]

※1 処分場の平面図に明示すること。 ※2 別紙2に記載するか又は計量証明書を添付すること。 ※3 異常が認められた場合のみ記入すること。

3 (1). 水質検査 (月1回以上測定) の実施状況と措置内容を記載すること。

Table with 5 columns: 地下水の検査 (上流, 下流, 下流), 排水の検査 (放流水, 保有水). Rows include water intake location, date, results, etc.

3 (2). 水質検査 (不定期) の実施状況と措置内容を記載すること。

Table with 2 columns: 二重シート間水抜き管, 浸出水. Rows include water intake location, date, results, etc.

4. 水質検査 (年1回以上測定) の実施状況と措置内容を記載すること。

Table with 5 columns: 地下水の検査 (上流, 下流, 下流), 排水の検査 (放流水, 保有水). Rows include water intake location, date, results, etc.

[規則12条の7の3第五号ニ、ホ]



水質検査 [安定型・管理型]

作成日：平成 年 月 日

検査対象	地下水の検査			検査対象	放流水・保有水の検査					
	採取場所の略称				採取場所の略称			採取場所の略称		
	採水年月日	H 年 月 日	H 年 月 日		採水年月日	H 年 月 日	H 年 月 日	採水年月日	H 年 月 日	H 年 月 日
	検査受理年月日	H 年 月 日	H 年 月 日		検査受理年月日	H 年 月 日	H 年 月 日	検査受理年月日	H 年 月 日	
地下水検査項目	許容限度	検査値	検査値	基準省令に基づく排水の検査項目	許容限度	検査値	基準省令に基づく排水の検査項目	許容限度	検査値	
カドミウム	0.01mg/l以下			水素イオン濃度(pH)	6.5~8.5(海域以外)		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l以下		
全シアン	検出されないこと。			生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/l		アルキル水銀化合物	検出されないこと。		
鉛	0.01mg/l以下			浮遊物質(SS)	10mg/l		カドミウム及びその化合物	0.1mg/l以下		
六価クロム	0.05mg/l以下			ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg/l		鉛及びその化合物	0.1mg/l以下		
砒素	0.01mg/l以下			ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	5mg/l		六価クロム化合物	0.5mg/l以下		
総水銀	0.0005mg/l以下			フェノール類含有量	5mg/l		砒素及びその化合物	0.1mg/l以下		
アルキル水銀	検出されないこと。			銅含有量	3mg/l		シアン化合物	1mg/l以下		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと。			亜鉛含有量	2mg/l		PCB	0.003mg/l以下		
ジクロロメタン	0.02mg/l以下			溶解性鉄含有量	10mg/l		有機リン化合物	1mg/l以下		
四塩化炭素	0.002mg/l以下			溶解性マンガン含有量	10mg/l		トリクロロエチレン	0.3mg/l以下		
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下			クロム含有量	2mg/l		テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下			フッ素含有量	15mg/l		ジクロロメタン	0.2mg/l以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下			大腸菌群数	3,000個/cm <sup>2</sup>		四塩化炭素	0.02mg/l以下		
1,2-ジクロロエチレン(気体)	0.04mg/l以下			窒素含有量(T-N)	30mg/l		1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下			リン含有量(T-P)	4mg/l		1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/l以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下						シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下		
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下						1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下		
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下						1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下						1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下		
テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)	0.006mg/l以下						チウラム	0.06mg/l以下		
2,クロロ-1,6ビス(エチルアミノ).S. トリアジン(シマジン)	0.003mg/l以下						シマジン	0.03mg/l以下		
S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルデオカルガマート(チオベンカルブ)	0.02mg/l以下						チオベンカルブ	0.2mg/l以下		
ベンゼン	0.01mg/l以下						ベンゼン	0.1mg/l以下		
セレン	0.01mg/l以下						セレン及びその化合物	0.1mg/l以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下						ふっ素及びその化合物	15mg/l以下(海域以外)		
ふっ素	0.8mg/l以下						ほう素及びその化合物	50mg/l以下(海域以外)		
ほう素	1mg/l以下						アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素×0.4 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg/l		
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下						ダイオキシン類	9pg-TEQ/l以下		
ダイオキシン類	1pg-TEQ/l以下									
	測定単位									
電気伝導率	ms/m									
塩化物イオン濃度	mg/l									

1. 埋立期間中の検査を行う地下水等の電気伝導率又は塩化物イオン濃度の測定値が高く、地下水等の水質の悪化の状況を的確に把握できないと判断される場合は6ヶ月に1回以上を行います。

1. 海域及び湖沼に排出される場合についてはCOD、それ以外の公共用水域に搬出される場合はBODの検査を行う。
2. 窒素含有量及びリン含有量は、環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排水水に限って適用する。
3. 「検出されないこと。」とは、環境庁長官が定める方法により検定した場合において、その結果が該当検定方法の定量限界を下回ること。

最終処分場管理日報

年 月

	月	日	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
	時	間							
擁壁等流出防止工	堤体表面のクラック等の損傷		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	円弧すべり破壊による堤体の変形		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	基礎地盤の剪断破壊による滑動		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	近接構造物との接触部の変位		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	その他の異常		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	異常の内容								
	異常に対する対応								
しゃ水工	しゃ水シートの損傷に伴う浸出水の漏水		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	シートと構造物の接合部の破損に伴う浸出水の漏水		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	その他の異常		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	異常の内容								
	異常に対する対応								
浸出水調整池	堤体表面のクラック等の損傷		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	円弧すべり破壊による堤体の変形		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	基礎地盤の剪断破壊による滑動		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	近接構造物との接触部の変位		有・無						
	漏洩防止の水位確定		有・無						
				m					
	その他の異常		有・無						
	異常の内容								
異常に対する対応									

# 浸出水処理施設 運転管理日報

年 月 日 ( 曜日)

	水温 ℃	pH -	DO mg/L	SV30 %	透視度 -	NH4+ mg/L	NO3- mg/L	T-P mg/L	残留塩素 mg/L
原水									
流量調整槽									
第1凝集沈殿									
第1脱窒槽									
硝化槽									
第2脱窒槽									
沈殿槽									
第2凝集沈殿									
処理水									

	選択	運転状況	点検		運転状況	ストローク	点検
	A-B	運-停-自	○×		運-停-自	mm	○×
移送ポンプ	A-B	運-停-自		第1混和槽塩鉄ポンプ	運-停-自		
原水ポンプ	A-B	運-停-自		第2混和槽塩鉄ポンプ	運-停-自		
調整槽ポンプ	A-B	運-停-自		反応槽塩鉄ポンプ	運-停-自		
第1混和槽攪拌機		停-運		硝化槽苛性ポンプ	運-停-自		
第1凝集槽攪拌機		停-運		第1混和槽苛性ポンプ	運-停-自		
循環ポンプ		停-運		第2混和槽苛性ポンプ	運-停-自		
返送汚泥ポンプ		停-運		リン酸ポンプ	運-停-自		
第2混和槽攪拌機		停-運		受水槽次亜塩ポンプ	運-停-自		
第2凝集槽攪拌機		停-運		処理水槽次亜塩ポンプ	運-停-自		
ろ過原水ポンプ	A-B	運-停-自		第1高分子注入ポンプ	運-停-自		
逆洗ポンプ		運-停-自		第2高分子注入ポンプ	運-停-自		
処理水移送ポンプ		運-停-自		脱水助剤ポンプ	運-停-自		
給泥ポンプ	A-B	運-停-自		第1メタノールポンプ	運-停-自		
反応槽攪拌機		運-停-自		第2メタノールポンプ	運-停-自		
高分子攪拌機		停-運		消泡剤ポンプ	運-停-自		
脱水助剤攪拌機		停-運		液体キレートポンプ	運-停-自		

	選択	運転状況	点検	電流値(A)	圧力		運転状況	点検
	A-B	運-停-自	○×	(A)	(Mpa)		運-停-自	○×
脱水主動機		運-停-自				第1凝集沈殿槽電動弁	運-停-自	
脱水差動機		運-停-自				返送先切替電動弁A	運-停-自	
曝気ブロワ	A-B	停-運				返送先切替電動弁B	運-停-自	
脱窒ブロワ	A-B	停-運				第1凝集沈殿槽電動弁	運-停-自	
排気ファン		停-運				汚泥濃縮槽電動弁	運-停-自	
計装コンプレッサー		停-運				脱水機洗浄電動弁	運-停-自	
						脱水助剤溶解器給水弁	停-運	

	運転状況	圧力	再生回数		運転状況	圧力(上)	圧力(下)	逆洗風量
	運-停-自	(Mpa)	-		連動-非連動	(Mpa)	(Mpa)	m3/min
ボイラーユニット				ろ過器				
軟水機				活性炭塔				
給水ユニット								

	pH
第1混和槽	
硝化槽	
第2混和槽	
	温度
第2脱窒槽	

	流量(m3/h)	積算流量		m3/min
循環汚泥流量			曝気風量	
返送汚泥流量			再曝気風量	
逆洗ポンプ吐出量				
ろ過原水流量				
処理水流量				

	前日残量	本日残量	使用量	入荷量
塩化第二鉄				
苛性ソーダ				
高分子凝集剤				
脱水助剤				
メタノール				
キレート				
消泡剤				

## 埋立終了後の管理計画及び跡地利用計画

浸出水処理施設	<p>浸出水処理施設については、次に掲げる項目・頻度で2年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等に適合している事が確認された時点で廃止する。</p> <p>(1) 排水基準等～6ヶ月に1回以上</p> <p>(2) BOD,COD,SS,pH,TN,TP～3ヶ月に1回以上</p>
埋立処分地	<p>埋立終了後は覆土により開口部を閉鎖する。埋立終了後は維持管理基準に基づく維持管理を行い、地盤の安定、発生ガスの安定化を確認する。</p> <p>埋立終了後は、産業廃棄物埋立跡地であることを表示し、土堰堤、遮水工、雨水等集排水工、困障設備等の点検を行う。</p>
跡地利用	緑地及び牧草地とする。

### 1. ガスの発生の確認方法について

- (1) ガスの発生量に係る測定の結果には、埋立処分終了後に実施した結果を含む計画とする。
- (2) 埋立地からのガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は雨天時に行うなど気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるように行う。
- (3) ガスの発生量の測定は、構造基準による通気装置等からの適当な箇所を選定し、流量の測定を行う。
- (4) 埋立地上部の植物の枯死や目視によりガスの発生が認められるなど、埋立地からガスが発生している可能性があつて付近に通気装置等がない場合は、そこに採取管を設置して測定を行う。
- (5) 流量の測定方法は、超音波流量計、熱式流量計を用いる方法による他、透明な管を通気装置に接続し、煙等を吹き込み、その管内の移動速度を測る方法の中から適宜選択し測定する計画とする。なお、熱式流量計については、メタンガスによる爆発のおそれがある場合は防爆型の計器を用いる。
- (6) ガスの発生が認められた場合、測定は原則として3ヶ月に1回以上を行う。

### 2. 埋立地内部の温度について

- (1) 廃止の確認申請の直前において、埋立地内部の温度の状態について確認する。
- (2) 埋立地内部が周辺の地中温度に比して異常な高温（摂氏20度未満）になっていないことを実地測定により確認する計画とする。埋立地内における温度の測定は、サーミスタまたは熱電対温度計を用い、ガス抜き管内の温度分布を測定する方法の他、浸出水

の温度を測定する方法から適宜選択する。観測頻度は1回/3ヶ月とし、観測期間は埋立終了後2年間とする。

- (3) 周辺の地中温度については、地表より鉛直方向に1m間隔で熱電対温度計を設置し観測する計画とする。設置深さは、地表の温度の影響を受けない深さとして10mまでとする。観測頻度は1回/3ヶ月とし、観測期間は埋立終了後2年間とする。

### 3. 廃止基準について

- (1) 最終処分場の廃止に際しては、産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（総理府環境省）に基づき廃止確認申請を行い、廃止確認審査を受ける。当該施設の廃止基準の具体的な方法と内容は次表に示す。

埋立終了後の管理、跡地利用計画書

No.1

産業廃棄物最終処分場の廃止基準（廃止基準の手法等）

最終処分基準省令で定める廃止基準の内容	具体的な廃止基準の手法等と内容	頻 度
<p>1. 地滑り防止工、沈下防止工、擁壁・堰堤設備（構造耐力上の安全性、腐食防止工）、遮水工、基礎地盤（強度、平滑性）、遮水工、地下水集排水設備、保有水等集排水設備及び地表水流入防止のための開渠が、構造基準に適合していないと認められないこと。</p> <p>(2条3項3号)</p>	<p>地滑り防止工、沈下防止工、擁壁等、遮水工、沢部暗渠排水管、保有水等集排水設備及び開渠等について、構造基準に適合していることを申請書の「当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図」、設置申請（届出）書の「構造を明らかにする設計計算書」並びに現場立ち入り調査により確認することで判断する。</p> <p>擁壁等については、設置申請（届出）書の「構造を明らかにする設計計算書」の中の安定計算の荷重条件に申請書の「埋立てた廃棄物の種類と数量」が整合していることで確認する。</p> <p>遮水工については、地上に現れている部分について、視認等により遮水シート及びその上部に敷設された不織布等の劣化や破損の有無、接合部の状況、ならびに二重遮水シート間排水管流出水の水質データから、破損のないことを確認する。</p> <p>また、申請書の沢部暗渠排水管及び地下水モニタリング井における「地下水等の水質の状況」の水質データからも遮水工の機能に異常がないことを確認する。</p> <p>保有水等集排水設備については、施設の稼働停止の有無を申請書の「埋立地の保有水等の水質の状況」の水質データ、あるいは維持管理記録（過去のデータとの比較・観察や浸出水中のカルシウム濃度、pH 測定値、埋立地内型集排水管・貯留ピットの水位測定記録など）から確認する。</p> <p>開渠等については、維持管理記録の点検及び目視により破損の有無を確認する。また、土砂等を除去し、常に良好な状態にしてあることを維持管理記録の開渠等の清掃状況や目視により確認する。</p>	<p>廃止直前</p>
<p>2. 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。</p> <p>(1条3項2号)</p>	<p>悪臭の発散防止のため、最終覆土(50cm)の措置を講じる。</p>	<p>埋立終了時</p>
<p>3. 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(1条3項3号)</p>	<p>火災の発生防止のため、最終覆土(50cm)の措置を講じる。</p>	<p>埋立終了時</p>
<p>4. ねずみが生息し、及び蚊、はえその他害虫が発生しないよう必要な措置が講じられていること。</p> <p>(1条3項4号)</p>	<p>衛生害虫等の発生防止のため、最終覆土(50cm)の措置を講じる。</p>	<p>埋立終了時</p>
<p>5. 地下水等の水質検査の結果が次のいずれにも該当しないと認められること。</p> <p>(1条3項5号, 2条3項2号ロ)</p> <p>※水質検査の結果、水質の悪化がみとめられない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 地下水等の水質が、基準に現に適合しないこと。</p> <p>(2) 水質検査による数値の変動の状況に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。</p>	<p>上流側及び下流側のモニタリング井戸から採取した地下水の水質が基準を下回っていることを確認する。</p> <p>水質が地下水基準を直近2年間以上にわたって下回っているか、沢部暗渠排水管からの流出水の水質が地下水基準を満足しているか確認する。</p> <p>地下水基準を超え、あるいはEC 及びCl<sup>-</sup>濃度の増加する傾向が確認された場合、原因が処分場内にあるか処分場以外にあるかを確認する。原因が処分場内にあると判断した場合は、その旨を速やかに関係機関等に報告する。</p>	<p>埋立終了から2年間</p>
<p>6. 保有水等排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目及び頻度で2年以上にわたり行われた水質検査の結果、全ての項目について排水基準等に適合していると認められること。</p> <p>(1条3項6号)</p> <p>(1) (2)を除く排水基準等に係る項目 6月に1回以上</p> <p>(2) pH、BOD、COD、SS、窒素含有3月に1回以上</p> <p>※雨水等が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみ埋め立てる埋立地については適用しない。</p> <p>※埋め立てる産業廃棄物の性状を著しく変更した場合は、当該変更後2年以上にわたり行われた水質検査の結果とする。</p>	<p>保有水等の水質は、廃止確認申請の直前2年間以上にわたり測定された保有水等の水質検査の結果が、すべて排水基準等に適合していることを確認する。</p> <p>排水基準等については6か月に1回以上、(2)BOD、COD、SS、pH、T-N、T-Pについては3か月に1回以上の頻度で行われた水質検査の結果、2年以上にわたり排水基準等に適合していることを確認する。また、ダイオキシン特措法によりダイオキシン類規準に適合していることを確認するため、1年に1回以上の測定を行う。</p> <p>ダイオキシン類等のように、容器への付着や紫外線による分解が懸念される分析項目の採水については、採水器やサンプル容器を褐色のガラス製等とする。</p>	<p>埋立終了から2年間</p>

## 産業廃棄物最終処分場の廃止基準（廃止基準の手法等）

最終処分基準省令で定める廃止基準の内容	具体的な廃止基準の手法等と内容	頻 度
<p>7. 埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。</p> <p>(1条3項7号)</p>	<p>ガスの発生量に係る測定の結果には、埋立処分終了後に実施した結果を含む計画とする。</p> <p>埋立地からのガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は雨天時に行うなど気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるように行う。ガスの発生量の測定は、構造基準による通気装置等からの適当な箇所を選定し、流量の測定を行う。</p> <p>埋立地上部の植物の枯死や目視によりガスの発生が認められるなど、埋立地からガスが発生している可能性があつて付近に通気装置等がない場合は、そこに採取管を設置して測定を行う。</p> <p>流量の測定方法は、超音波流量計、熱式流量計を用いる方法による他、透明な管を通気装置に接続し、煙等を吹き込み、その管内の移動速度を測る方法の中から適宜選択し測定する計画とする。なお、熱式流量計については、メタンガスによる爆発のおそれがある場合は防爆型の計器を用いる。ガスの発生が認められた場合、測定は原則として3ヶ月に1回以上を行う。</p>	埋立終了から2年間
<p>8. 埋立地の内部が周辺の地中の温度と比べ、異常な高温になっていないこと。</p> <p>(1条3項8号)</p>	<p>埋立地内部が周辺の地中温度に比して異常な高温（摂氏20度未満）になっていないことを実地測定により確認する計画とする。</p> <p>埋立地内における温度の測定は、サーミスタまたは熱電対温度計を用い、ガス抜き管内の温度分布を測定する方法の他、浸出水の温度を測定する方法から適宜選択する。</p> <p>観測頻度は1回/3ヶ月とし、観測期間は埋立終了後2年間とする。</p>	埋立終了から2年間
<p>9. おおむね50cm以上の厚さの土砂等による覆いにより開口部が閉鎖されていること。</p> <p>(1条3項9号、2条3項2号ニ)</p>	<p>最終覆土(50cm)の損壊が認められないことを確認し、開口部が閉鎖されていることを確認する。</p>	埋立終了時
<p>10. 埋立地からの浸出液又はガスなどによる周辺地域の生活環境保全上の支障が現に生じていないこと。</p> <p>(1条3項11号)</p>	<p>埋立地からの浸出液による水質悪化や埋立地から発生したガスや悪臭等により、周辺地域の生活環境保全上の支障が生じていないことを確認のうえ閉鎖とする。</p>	埋立終了から2年間